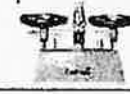


はかりの定期検査手数料について

手数料は検査当日、下記のとおり納入していただくことになります。(平成9.4.1改正)

能 力	金 額(円)	種 類		分銅・おもりを使うもの					
				個 数	手 数 料				
機 械 式 は か り	ひょう量100kg以下	500		12	120				
	" 250kg "	900							
	" 500kg "	1,500							
	" 1t "	2,100		12	120				
	" 2t "	3,700							
	" 5t "	6,900		5 (6)	50 (60)				
	" 10t "	10,700							
	" 20t "	15,000		5	50				
	" 30t "	19,100							
	" 40t "	21,600		50kg	6	60			
	" 50t "	29,800		70kg	5	50			
能力に関係なく	250			100kg	5	50			
				120kg	6	60			
				150kg	5	50			
				250kg	6	60			
			500kg	6	60				
機 械 式 は か り	能力に関係なく	250		1	10				
						指示はかり		1	10

分銅又はおもりを使用するものは左記の金額に加算されます。

電気式はかり	ひょう量100kg以下	1,400
	" 250kg "	1,800
	" 500kg "	2,200
	" 1t "	3,100
	" 2t "	3,700
	" 5t "	6,900
	" 10t "	10,700
	" 20t "	15,000
	" 30t "	19,100
	" 40t "	21,600
	" 50t "	29,800
	" 50tを超えるもの	51,200



電気抵抗線式はかり



誘電式はかり



電磁式はかり

目量又は感量がひょう量の $\frac{1}{10000}$ 未満のものは上記の金額の2倍です。

【問合先】 〒030-0113 青森市第二問屋町 4-11-6 (Tel: 017-739-8555)

青森県 経済産業部 経済産業政策課 計量検定グループ